

面接指導前の準備（1）

- 労働者と医師がどこから（自宅、医療機関、事業場内）アクセスするかによって、情報セキュリティの環境が異なるため、アクセス場所を明確にして事業場と打ち合わせておく
 - 「労働者はA事業場、医師は医療機関」「労働者はA事業場、医師はB事業場」などいくつかのケースが想定されるが、事前にそれぞれがアクセスする場所が要件（通知・留意事項2(2)）を満たしているか確認する
 - 労働者に対して緊急時対応体制が取れる環境にあるか確認する
- 使用するオンライン会議システム（Zoom、Microsoft Teams、Google Meets、Cisco Webex Meetings等）によって仕様が異なるため、事業場と面談前に事前にテストしてビデオ、スピーカー、マイクが問題なく使用できるかテストしておく
- 通信環境の状況によりオンラインが繋がらない時に連絡を取るための緊急連絡先を確保しておく

面接指導前の準備（2）

- 通信環境の改善のためにビデオオフを慣習としている事業場もあるため、面接指導の要件（通知・留意事項2(2)①）を満たすにはビデオオンが必須であることから、事前にビデオオンで面接をすることを伝える（その場で伝えると部屋の状況や服装など準備ができていないこともあるので注意する）
- マスクを外した状態で、表情、顔色、声、しぐさ等を確認できる面談指導の環境を作ってもらえるように伝える
- できるだけ情報セキュリティが守られる環境を作ってもらうように伝える。その際には、緊急時対応体制が取れる環境（通知・留意事項2(4)）であることに留意する
- こちらの環境が情報セキュリティが守られた環境であることを伝える。同席者（上司、人事、産業看護職等）がいる場合には、誰が同席をしているか事前に伝える
- 面接結果のフィードバック方法や緊急時（希死念慮や自殺企図など）の対応法などについては、事前に事業場側と打ち合わせておく

面接前の準備 (3)

- (可能ならば、疲労・睡眠・職業性ストレス等について) 面接指導前に問診票を配布記入を依頼し、その内容が「明らかに重度の疲労や睡眠障害、希死念慮を疑わせる場合」は、方法を当初から、オンラインではなく対面を選択することも検討する

面接指導実施における望ましい対応

- 相手の顔 (=カメラ) を見て話すこと
- 笑顔で接すること
- 表情や身振り、手振りを大きくすること
- 意識的にゆっくり話すこと
- 面接対象者からの一言一言に支持的な相槌を挟むこと
- 生活習慣や働き方などに問題があっても、非難する言動を避け、改善方法について話し合うこと
- 希死念慮が疑われる訴え (特にメンタル不調者対応の際) があった場合には特に慎重に対応すること

テレワーク環境の労働者への確認事項

- 勤務の状況（労働時間、労働時間以外の要因）の確認
 - （労働者がテレワークをしている場合）テレワーク下での労働時間の把握の現状（従来との変化）の確認（労働時間は適切に記録できているか）
 - 休憩時間は適切にとれているか
 - 上司、同僚とのコミュニケーションは適切にとれ、サポートは得られているか（頻度、具体的な方法（SNS、メール、電話等））。
 - テレワークを始めたことにより新たに生じたストレス要因の確認（物理的環境（周囲の雑音など）、ワークライフバランスの悪化、仕事の進め方、通信環境の整備等）
 - テレワーク時の自宅の状況（同居者の有無等）
- 心理的な負担（ストレス）と心身の状況の確認
 - 言動（悲観的、楽観的）、口数、表情、受け答え、身だしなみ、イライラ感等、に変化はないか
 - テレワーク環境に馴染んでいるか
 - 孤立感や疎外感を感じていないか
 - 生活習慣は乱れていないか（運動習慣の変化、食習慣の変化（例：間食が増えていないか）、喫煙量・飲酒量が増えていないか）
 - 仕事と仕事以外の切り分け（気分転換（例：散歩、ストレッチ等））ができているか

- 情報通信機器を用いた労働安全衛生法第 66 条の 8 第 1 項及び第 66 条の 10 第 3 項の規定に基づく医師による面接指導の実施について

- オンライン診療の適切な実施に関する指針

<https://www.mhlw.go.jp/content/000534254.pdf>

- テレワークセキュリティガイドライン（第4版）

https://www.soumu.go.jp/main_content/000545372.pdf